

○環境省告示第三十二号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第二項第一号及び第二号の規定に基づき、平成十五年三月環境省告示第十六号（土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

環境大臣 大塚 珠代

別表1 四塩化炭素の項の前に次のように加える。

クロロエチレン	○	○	○	×	○	○
---------	---	---	---	---	---	---

別表2 四塩化炭素の項の前に次のように加える。

クロロエチレン	0.089	—
---------	-------	---

別表3 四塩化炭素の項の前に次のように加える。

クロロエチレン	—	0.0053	0.053
---------	---	--------	-------